

新旧対比表 ワンタイムパスワード規定

条番号	現行	変更後
第1条第1項 (修正)	1. ワンタイムパスワードとは、都度変化するパスワードであって、インターネットバンキング取引（以下、「利用対象取引」といいます。）において、一定期間内に一度だけ利用することができます。ワンタイムパスワードを表示する方法は次のいずれかによります。（1）当行がお客さまに貸与する端末に表示する方法で、お客さまの申込に応じて、トークン型（以下、「トークン」といいます。）およびカード型（以下、「カード」といいます。）の2種類があります。トークンにつきましては、平成27年3月15日をもちまして、新規発行および新規利用登録の受付を終了しておりますが、それ以前に利用登録がされているものは、電池切れまたは故障するまで継続してご利用いただけます。カードにつきましては、令和2年8月8日をもちまして、新規発行の受付を終了しておりますが、利用登録がされているものは、電池切れまたは故障するまで継続してご利用いただけます。（2）当行所定のスマートフォン（以下、「利用端末」といいます。）にインストールして利用する専用のソフトウェア（ワンタイムパスワードアプリ）（以下、「アプリ」といいます。）に表示する方法。	1. ワンタイムパスワードとは、都度変化するパスワードであって、インターネットバンキング取引（以下、「利用対象取引」といいます。）において、一定期間内に一度だけ利用することができます。ワンタイムパスワードを表示する方法は次のいずれかによります。（1）当行がお客さまに貸与する端末に表示する方法で、お客さまの申込に応じて、トークン型（以下、「トークン」といいます。）およびカード型（以下、「カード」といいます。）の2種類があります。トークンにつきましては、平成27年3月15日をもちまして、新規発行および新規利用登録の受付を終了しておりますが、それ以前に利用登録がされているものは、電池切れまたは故障するまで継続してご利用いただけます。（2）当行所定のスマートフォン（以下、「利用端末」といいます。）にインストールして利用する専用のソフトウェア（ワンタイムパスワードアプリ）（以下、「アプリ」といいます。）に表示する方法。
第1条第2項 (修正)	2. お客さまは、第2条第2項、同条第4項による利用登録を実施した場合、利用対象取引を申込むにあたっては第2暗証番号に替えてワンタイムパスワードを利用する必要があります。なお、テレホンバンキングなど利用対象取引以外のお取引については、引き続き第2暗証番号を利用いただけます。	2. お客さまは、第2条第3項または同条第5項による利用登録を実施した場合、利用対象取引を申込むにあたっては第2暗証番号に替えてワンタイムパスワードを利用する必要があります。なお、テレホンバンキングなど利用対象取引以外のお取引については、引き続き第2暗証番号を利用いただけます。
第2条第1項 (修正)	1. ワンタイムパスワードの利用対象者は、本条第2項から第4項に規定する新規申込およびワンタイムパスワード利用登録を行い、当行がトークン、カードまたはアプリのワンタイムパスワード利用登録を承認したお客さまとします。	1. ワンタイムパスワードの利用対象者は、本条第2項から第5項に規定する新規申込およびワンタイムパスワード利用登録を行い、当行がトークン、カードまたはアプリのワンタイムパスワード利用登録を承認したお客さまとします。
第2条第2項 (追加)	－	2. カードの新規申込は、次のいずれか、または当行が個別に定めた方法によります。（1）インターネットバンキングにログインし、当行所定の申込画面に従って必要事項を入力する方法。この場合、入力された第2暗証番号が当行に登録されている第2暗証番号と一致した場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所にカードを発送することにより交付します。（2）当行所定の申込書による方法。この場合、申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所にカードを発送することにより交付します。

第2条第3項 (修正)	2. カードの交付を受けたお客さまがワンタイムパスワードを利用するには、ワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。ワンタイムパスワード利用登録は、インターネットバンキングにログインし、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力されたカード番号、ワンタイムパスワード、第2暗証番号が、当行に登録されているお客さまのカードのカード番号、ワンタイムパスワード、第2暗証番号と一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。	3. 前項によりカードの交付を受けたお客さまがワンタイムパスワードを利用するには、ワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。ワンタイムパスワード利用登録は、インターネットバンキングにログインし、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力されたワンタイムパスワード、第2暗証番号が、当行に登録されているワンタイムパスワード、第2暗証番号と一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。
第2条第4項 (修正)	3. アプリの新規申込は、次のいずれかの方法によります。(1) インターネットバンキングにログインし、当行所定の申込画面に従って必要事項を入力する方法。この場合、入力された第2暗証番号が当行に登録されている第2暗証番号と一致した場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所に「利用登録用パスワードが記載されたハガキ」(以下、「ハガキ」といいます。)を発送します。(2) 当行所定の申込書による方法。この場合、申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所にハガキを発送します。	4. アプリの新規申込は、次のいずれか、または当行が個別に定めた方法によります。(1) インターネットバンキングにログインし、当行所定の申込画面に従って必要事項を入力する方法。この場合、入力された第2暗証番号が当行に登録されている第2暗証番号と一致した場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所に「利用登録用パスワードが記載されたハガキ」(以下、「ハガキ」といいます。)を発送します。(2) 当行所定の申込書による方法。この場合、申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所にハガキを発送します。
第2条第5項 (修正)	4. 前項によりハガキの交付を受けたお客さまがワンタイムパスワードを利用するには、利用端末にみずほダイレクトアプリをインストールのうえ、ワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。ワンタイムパスワード利用登録は、みずほダイレクトアプリにログインし、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された利用登録用パスワードが、当行に登録されているお客さまの利用登録用パスワードと一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。なお、ハガキに記載された利用登録用パスワードには一定の有効期間があります。有効期間を過ぎた場合、新たに新規申込から行っていただく必要があります。	5. 前項によりハガキの交付を受けたお客さまがワンタイムパスワードを利用するには、利用端末にみずほダイレクトアプリをインストールのうえ、ワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。ワンタイムパスワード利用登録は、みずほダイレクトアプリにログインし、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された利用登録用パスワードが、当行に登録されているお客さまの利用登録用パスワードと一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。なお、ハガキに記載された利用登録用パスワードには一定の有効期間があります。有効期間を過ぎた場合、新たに新規申込から行っていただく必要があります。
第3条第1項 (追加)	—	1. カードの新規申込および再発行にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。この場合、当行は当該手数料に相当する額を、みずほダイレクトの代表利用口座から、当該口座にかかる預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書もしくは当座小切手の提出なしに、当行所定の日に引き落とすことができるものとします。なお、当該手数料は当行の都合で改廃することがあります。
第3条第2項 (追加)	—	2. 申込成立後は、取消・解約のお申し出があっても手数料は返却できません。
第3条第3項 (修正)	1. アプリの新規申込および再申込にあたって、手数料はかかりません。	3. アプリの新規申込および再申込にあたって、手数料はかかりません。
第4条第2項 (追加)	—	2. 当行がカードを発送してから5年以内にカードの電池が切れた場合または故障した場合は、当行は無償で新しいカードを交付します。

第4条第3項 (追加)	—	3. 前項にかかわらずカードについて、無許可の改造、修理、もしくはインストールを行い、または通常の利用方法を逸脱した場合は無償交換の対象となりません。
第4条第4項 (修正)	2. トークンまたはカードを利用登録してワンタイムパスワードが表示されなくなった場合については、トークンまたはカードを再発行することはできません。	4. トークンを利用登録してワンタイムパスワードが表示されなくなった場合については、トークンを再発行することはできません。
第4条第5項 (修正)	3. 利用できなくなったトークンまたはカードは、当行に返却するか、破壊のうえ、廃棄してください。	5. 利用できなくなったトークンまたはカードは、当行に返却するか、破壊のうえ、廃棄してください。
第4条第6項 (修正)	4. アプリの利用期限は、お客さまが利用端末からアプリをアンインストールするもしくは当行が当行の都合でアプリのサービスを改廃することにより、ワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。	6. アプリの利用期限は、お客さまが利用端末からアプリをアンインストールするもしくは当行が当行の都合でアプリのサービスを改廃することにより、ワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。
第5条第1項 (修正)	1. トークンまたはカード上に電池の残量が表示されたときは、速やかにアプリへの切替えの申込を行ってください。	1. カードの再発行またはトークンもしくはアプリからカードへの切替えの申込は、次のいずれか、または当行が個別に定めた方法によります。 (1) インターネットバンキングにログインし、当行所定の申込画面に従って、必要事項を入力する方法。この場合、入力されたワンタイムパスワードが当行に登録されているトークン、カードもしくはアプリのワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所に新しいカード（以下、本条において「新カード」ということがあります。）を発送する方法により交付します。(2) 当行所定の申込書による方法。この場合、申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所に新カードを発送する方法により交付します。
第5条第2項 (修正)	2. 利用端末からアプリをアンインストールしたときは、速やかにアプリの再申込を行ってください。	2. 前項により新カードの交付を受けたお客さまが新カードにかかるワンタイムパスワードを利用するには、新カードにかかるワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。新カードにかかるワンタイムパスワード利用登録は、インターネットバンキングにログインし、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された今まで利用していたトークン、カードまたはアプリ（以下、本条においてそれぞれ「旧トークン」、「旧カード」、「旧アプリ」ということがあります。）および新カードに表示されたワンタイムパスワードが、当行に登録されているお客さまの旧トークン、旧カードまたは旧アプリおよび新カードのワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。

第5条第3項 (修正)	3. アプリの再申込、トークンもしくはカードからアプリへの切替えの申込は、次のいずれかの方法によります。(1) インターネットバンキングにログインし、当行所定の申込画面に従って、必要事項を入力する方法。この場合、入力されたワンタイムパスワードが当行に登録されているトークン、カードもしくはアプリのワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所にハガキを発送します。(2) 当行所定の申込書による方法。この場合、申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所にハガキを発送します。	3. アプリの再申込またはトークンもしくはカードからアプリへの切替えの申込は、次のいずれか、または当行が個別に定めた方法によります。(1) インターネットバンキングにログインし、当行所定の申込画面に従って、必要事項を入力する方法。この場合、入力されたワンタイムパスワードが当行に登録されているトークン、カードもしくはアプリのワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所にハガキを発送します。(2) 当行所定の申込書による方法。この場合、申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所にハガキを発送します。
第7条第1項 (修正)	1. 本規定に基づく、ワンタイムパスワードの利用契約（以下、「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合でいつでも将来に向かって解約することができるものとします。トークン、カードの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法またはインターネットバンキングにログインし、当行所定の画面でワンタイムパスワードを入力する方法によるものとし、トークンまたはカードを当行に返却するか破壊のうえ廃棄するものとします。アプリの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法とします。	1. 本規定に基づく、ワンタイムパスワードの利用契約（以下、「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合でいつでも将来に向かって解約することができるものとします。トークン、カードの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法、インターネットバンキングにログインし、当行所定の画面でワンタイムパスワードを入力する方法、または当行が個別に定めた方法によるものとし、トークンまたはカードを当行に返却するか破壊のうえ廃棄するものとします。アプリの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法、または当行が個別に定めた方法とします。
第8条第3項 (修正)	3. 第2条第3項、第5条第3項に基づき当行がハガキをお届けの住所あてに発送したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。また、当行がハガキをお届けの住所あてに発送した後、住所不明等当行の責めによらない事由により当行にハガキが返戻された場合は、一定期間後に廃棄します。それにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。	3. 第2条第2項、同条第4項、第5条第1項または同条第3項に基づき当行がカードまたはハガキをお届けの住所あてに発送したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。また、当行がカードまたはハガキをお届けの住所あてに発送した後、住所不明等当行の責めによらない事由により当行にカードまたはハガキが返戻された場合は、一定期間後に廃棄します。それにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
	(2022年10月9日現在)	(2024年2月26日現在)